

土岐市地域包括支援センター
受託法人公募要項

令和8年9月

土岐市

高齢介護課

1. 公募の概要

1. 公募の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する包括的支援事業その他厚生労働省令で定める事業（介護保険法施行規則第140条の64）及び地域包括ケアシステムの実現に向けた地域づくりに係る業務を委託するに当たり、市内4ヶ所の土岐市西部・東部・北部・中部地域包括支援センター（以下「センター」という。）を受託する法人の募集をします。

2. 委託業務内容について

本市との委託契約により次の事業を実施します。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 1) 介護予防ケアマネジメント業務
 - 2) 一般介護予防業務
- (2) 包括的支援事業
 - 1) 総合相談支援業務
 - 2) 権利擁護業務
 - 3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - 4) 在宅医療・介護連携推進業務
 - 5) 生活支援体制整備業務
 - 6) 認知症地域支援・ケア向上業務
 - 7) 地域ケア会議の推進
- (3) 指定介護予防支援事業
- (4) 多職種協働による地域包括支援ネットワーク事業
- (5) 任意事業
- (6) 機能強化事業
 - 1) 地域ケア連絡会（地域包括圏域別ネットワーク連絡会）の開催
 - 2) フレイル予防教室（独自事業）の開催
 - 3) 出前講座の開催
 - 4) 認知症サポーター養成講座の開催
 - 5) 認知症地域支援推進員会議への参加
- (7) その他

委託内容の詳細、対象地域や業務内容・条件等について、下石町、妻木町、鶴里町地区においては「土岐市西部地域包括支援センター業務委託仕様書」を、曾木町及び駄知町（旭ヶ丘団地を含む）においては「土岐市東部地域包括支援センター業務委託仕様書」を、泉町地区においては「土岐市北部地域包括支援センター業務委託仕様書」を、土岐津町及

び肥田町（旭ヶ丘団地を除く）地区においては「土岐市中部地域包括支援センター業務委託仕様書」を参照ください。

※ 介護保険法の改正等により、委託内容の一部を変更する場合があります。また、社会情勢による制度改正、その他事業の変更や追加等により、委託内容の一部を変更する場合があります。

3. 委託する地域の人口等データについて

町名	人口（人）	65歳以上 人口（人）	要支援者 実数（人）※	高齢化率
土岐津	9,527	2,719	95	28.5%
肥田	5,955	1,940	40	32.6%
中部包括	15,482	4,659	135	30.1%
泉	17,777	5,664	168	31.9%
北部包括	17,777	5,664	168	31.9%
下石	6,047	1,939	58	32.1%
妻木	5,767	1,995	52	34.6%
鶴里	1,192	544	15	45.6%
西部包括	13,006	4,478	125	34.4%
駄知	6,250	2,548	92	40.8%
曾木	744	349	8	46.9%
東部包括	6,994	2,897	100	41.4%
全体	53,259	17,698	528	33.2%

（令和8年4月末現在）

※要支援1・2の認定を受けている人数

4. 委託期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日まで

5. 委託契約等について

センターとの委託契約等については、以下のとおりとします。

（1）市から支払う業務委託料について

業務委託料と事務所等賃貸料（該当する場合のみ）を合算して支払います。

1）委託料：2,200万円／年

2）事務所等賃貸料：上限200万円／年

（2）機能強化事業実施単価契約について

2. 委託業務内容について の（6）機能強化事業については、年度ごとに機能強

化事業業務委託契約を締結し、契約単価に基づき実施件数に応じた支払いを行います。

(3) 指定介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画料（介護報酬）について

センターの受託者の収入となるが、介護予防ケアマネジメントの一部を業務委託する場合は受託者が居宅介護支援事業所等へ委託料を支払うことになります。

(4) 委託契約の解除について

次の事由に該当した場合、期間の満了を待たずに市は受託者との契約を解除することになります。なお、受託者の都合による予告の解除権の行使は認めません。

- 1) 受託者が条例などを遵守しない場合
- 2) 受託者が適切、公平、公立に業務をしておらず、本市の是正勧告に従わない場合
- 3) その他市が必要と認める場合

2. 応募の手続きについて

1. 応募資格

応募受付日において法人格を有し、包括的支援事業及びその他の事業を実施できる、次の要件を満たす法人とします。

- (1) 応募する地域内に拠点となる事務所を令和8年12月までに設置できること。また、市内において介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ介護保険サービスの提供実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 役員に次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - 1) 破産者で復権を得ない者。
 - 2) 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
 - 3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者。
 - 4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
 - 5) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力し若しくは関与していると認められる者。
 - 6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
 - 7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされている者（同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続きの申立てがなされている者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によるなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がないこと。
- (9) 福祉分野における事業において、当該業務に参加する法人又は当該業務に参加する法人と関係のある法人が、違法行為などにより、指定の取消、指定効力の全部または一部停止等の処分を過去5年以内の間に受けていないこと。

2. 応募方法

- (1) 応募を希望する法人は、「7. 応募書類一覧」に基づき、期限までに土岐市高齢介護課高齢者係まで提出してください（郵送の場合は、提出期日までに必着）。
- (2) 応募の抹消
応募した法人が、応募書類の提出日から委託法人の決定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を抹消し、審査及び選定の対象から除外します。
 - 1) 応募書類の提出期間中に応募書類がすべて提出されなかった場合
 - 2) 本応募要項に違反または著しく逸脱した場合
 - 3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
 - 4) 応募の採否の働きかけを行う等の目的で応募した法人またはその関係者が、市職員と直接または間接に接触した場合
- (3) 応募書類提出期日
令和8年 9月25日（金）16時30分厳守（郵送の場合は必着）
- (4) 提出部数
簡易製本10部、クリップ留め1部
- (5) 提出にあたっての留意事項
 - 1) 提出された応募書類は理由の如何に問わず返却しない。
 - 2) 応募書類提出にかかる一切の費用は、応募した法人の負担とする。

3. 質問及び回答

本要項に関する質問及び回答は次のように行います。

1) 質問の方法

別紙「土岐市地域包括支援センター委託業者公募に関する質問書」に要旨を記載しFAXもしくは電子メールにて提出するものとする。

期日は、令和8年 9月8日（火）16時30分まで

送信メールの件名は「土岐市地域包括支援センター公募に関する質問」とすること。質問箇所を特定できるようにすること。電話や担当窓口への訪問による口頭での質疑は、一切受け付けません。

2) 回答

提出された質問については、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き令和8年9月18日（金）までの間に随時、市のホームページにて回答します。

4. 応募の取り下げ及び辞退

応募の取り下げ及び辞退をする場合は、書面（辞退届、様式は任意）にその理由を明記し、提出してください。提出された応募書類の返却については、理由の如何に問わず、一切応じません。

3. 選定の基準

1. 第一次審査（書類審査）

提出された応募書類に基づいて書類審査を行います。

2. 第二次審査（書類審査通過者に対し、土岐市地域包括支援センター事業者選定委員会が行う審査）

審査にあたり、応募者によるプレゼンテーションを実施。別紙「委託事業者選考評価基準」に基づいて審査を行います。開催日時、場所、実施方法等は別途通知します。

3. 最終決定

第一次審査及び第二次審査の結果を踏まえて市長が決定します。

4. 選定結果の通知

選定結果は、応募した法人すべてに、文書により通知するとともに市のホームページで公表します。※選定結果に対する問い合わせ等には一切応じません。

5. 選定後について

1. 協議等

市は選定の結果、選定した委託しようとする法人候補者と委託契約締結・業務開始に向けて協議をするものとします。協議において必要な書類があれば、市より委託しようとした法人候補者に対して適宜準備を依頼します。なお、この際に資料を準備するために必要な経費は委託しようとする法人候補者が負担するものとします。

2. 辞退について

選定結果の通知後、委託しようとする法人候補者が受託の辞退あるいは人員体制、設備の欠格などで受託できない事故が生じたことにより市に不利益が生じた場合には、市からその費用を請求する場合があります。

6. スケジュール等

公募に関するスケジュールは以下のとおり

(1) 公募開始（市ホームページに掲載）	令和8年9月1日（火）
(2) 質問受付期間	令和8年9月1日（火）から 令和8年9月8日（火）16時30分まで
(3) 質問への回答（市のHP）	令和8年9月18日（金）
(4) 公募期間終了	令和8年9月25日（金）16時30分
(5) 第一次審査：書類審査	令和8年9月下旬
(6) 第二次審査：プレゼンテーション	令和8年10月13日（火）から 10月23日（金）の期間で実施
(7) 選考・選定結果の通知、公表	令和8年10月下旬（予定）
(8) 詳細協議	選定結果通知以降実施
(9) 契約締結	令和9年3月
(10) 業務開始日	令和9年4月1日（木）

※本スケジュールは予定であり、変更することがあります。

7. 応募書類一覧

No.	確認	種別	書類名・資料名
1	☐	様式第1号	土岐市地域包括支援センター事業者公募申請書 ※1
2	☐	様式第2号	誓約書
3	☐	様式第3号	地域包括支援センター運営に関する事項（法人の沿革）
4	☐	様式第4号	地域包括支援センター運営に関する事項（法人事業運営実績）
5	☐	様式第5号	地域包括支援センター運営に関する事項（運営方針）
6	☐	様式第6号	地域包括支援センター運営に関する事項（事業計画書）
7	☐	様式第7号	地域包括支援センター運営に関する事項（役員等名簿）

8	☐	様式8	地域包括支援センター運営に関する事項（職員経歴書）
9	☐	資料1	法人の定款
10	☐	資料2	法人の登記事項証明書：印鑑証明（応募3か月以内に発行されたもの）
11	☐	資料3	決算書：写し可（直近2年分）法人の財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー、財産目録等）
12	☐	資料4	納税証明書一式：写し可（直近2年分）法人市民税納税証明書又は完納証明書
13	☐	資料5	収支予算計画（記載例を参考に任意の様式で提出してください）

※1 複数のセンターに応募することも可能です。その場合は、応募書類をそれぞれに必要な部数提出してください。

8. 提出先及びお問い合わせ先

土岐市健康福祉部高齢介護課高齢者係

〒509-5192

土岐市土岐津町土岐口2101番地

電 話：0572-54-1111（内線232）

FAX：0572-55-1367

E-mail：koreikaigo@city.toki.lg.jp